



平成 26 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 長 野 計 器 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 依 田 恵 夫
(コード番号 7 7 1 5 東証第一部)
問 い 合 せ 先 法 務 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス 部
担 当 取 締 役 涌 井 利 文
(TEL 0 3 - 3 7 7 6 - 5 3 7 9)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 11 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、経営の効率化により収益の向上を図り株主の皆様に対する利益還元を行うことを経営の重要政策の一つと考えており、将来の経営基盤強化のための内部留保の充実を図りつつ業績を勘案し、配当を安定的かつ継続的にを行うことを基本方針としております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

このような中、当社は、平成 26 年 5 月 14 日付「平成 26 年 3 月期決算短信の発表の延期に関するお知らせ」において開示しましたとおり、当社の貸付金の一部について、その貸付手続等が不適切であったことから、調査委員会（委員長：深澤久仁汎社外監査役）を設置し、当社の貸付金の一部について、その貸付手続及び貸付先等の事実関係並びにその内容を調査してまいりました。

同調査の結果、平成 26 年 5 月 27 日付「調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の取締役が期中において仮払金の形で当社の主要株主であり筆頭株主である株式会社エヌケー商事（以下「エヌケー商事」といいます。本日現在の保有株式数 3,458,150 株、本日現在の発行済株式総数（20,582,984 株）に対する割合 16.80%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。))に資金提供を行うとともに、平成 23 年 3 月期から平成 26 年 3 月期の各四半期末において当社から当社の代理店を経由し、または当社の子会社から直接の短期融資に振り替えた形にして仮払金の形を解消し、迂回した資金提供（平成 26 年 4 月末現在 237 百万円）を実行していたという事実、問題点及び法的評価を踏まえての提言な

どが記載されている調査報告書を受領いたしました。

当社は、上記資金提供を実行していた事実により、過年度の有価証券報告書の関連当事者情報の注記を訂正すべき事項が判明したことから、平成26年6月23日に、過年度の有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。また、当該資金提供が生じた原因は、統制環境の不備及びモニタリングの不備に起因した全社的内部統制が有効に機能しなかったことにより、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥及び開示すべき重要な不備に該当すると判断したことから、同日、内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社は、このような事態を厳粛に受け止め、平成26年6月6日付「調査委員会の調査報告に基づく当社の再発防止策について」において開示しましたとおり、再発防止策の一つであります当社が提供した資金の早期回収は、エヌケー商事が保有する有価証券（当社株式を除く。）を売却することで進めており、本日現在、当社はエヌケー商事より当社が提供した資金のうち98百万円の返済を受けております。また、残額139百万円につきましてもエヌケー商事より平成26年9月25日までに返済する旨の報告を受けております。

かかる状況の下、平成26年7月下旬、エヌケー商事より、金融機関から借入れた有利子負債圧縮の観点から、その保有する当社普通株式の全部である3,458,150株（発行済株式総数に対する割合16.80%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の当該株式が市場に放出された場合における当社株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当社取引先との関係強化を目的とした第三者による買い受けの可能性や当社が当該株式を自己株式として買い受けることについての検討を開始いたしました。

その結果、エヌケー商事が保有する株式が第三者に譲渡された場合には、状況によっては当社の資本政策や事業戦略の見直しによる既存株主への影響も想定されること、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、かつ株主の皆様に対する利益還元につながると思われること、また、かかる自己株式の取得を行う場合には金融機関からの借入れによって調達する資金（2,300百万円）を充当いたしますが、平成26年8月末現在の当社の連結財務諸表における長期及び短期借入金は12,169百万円であり、かかる借入れを実施した場合の有利子負債は一時的には14,469百万円と増加するものの、当社の経営戦略の基本方針として掲げております「有利子負債の圧縮」の重点施策を引続き推進する観点において、当社の今後の設備投資・研究開発活動による資金の支出に大幅な増加が見込まれないことや今後の事業から生み出される安定的なキャッシュ・フロー（平成26年3月期の営業活動による連結キャッシュ・フローは1,284百万円）に加え、投資有価証券の売却や、棚卸資産の削減策を講じることにより、当社の財務の健全性及び安定性を維持しつつ、今後の配当政策に大きな影響を与えることなく返済を行っていくことが可能と見込まれること等を総合的に勘案した結果、当社が自己株式として買い受けることが適切であると考えました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、本公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付け価格」といいます。）の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視

し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成 26 年 8 月初旬に、エヌケー商事に対して、当社が本公開買付け実施の意向を有していることを伝え、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本公開買付価格について検討してまいりました。当社は、平成 26 年 8 月下旬に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 9 月 10 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10%から 15%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格としてエヌケー商事に提示し、協議いたしました。その結果、エヌケー商事より上記条件にてその保有する株式の全部である 3,458,150 株（発行済株式総数に対する割合 16.80%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。なお、エヌケー商事は応募する 3,458,150 株のうち、2,960,000 株を株式会社八十二銀行に、498,062 株を株式会社みずほ銀行にそれぞれ担保として提供しておりますが、本日現在、当該担保権の担保権者との間においてそれぞれ担保権を解除するための手続き中であり、それぞれの担保権を平成 26 年 10 月 1 日までに解除のうえ応募するとの報告を受けております。

以上を踏まえ、当社は、平成 26 年 9 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、本公開買付価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 9 月 10 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 687 円（円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して 15%のディスカウントを行った価格である 584 円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、エヌケー商事以外の株主の皆様に対しても公平な応募の機会を提供するという観点から、3,600,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 17.49%）を上限といたしました。

なお、エヌケー商事は、本日現在、当社の主要株主である筆頭株主に該当しておりますが、本公開買付けに係る応募がなされた場合、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、主要株主である筆頭株主の異動が生じる予定です。

また、本公開買付けにより取得する自己株式の処分等の方針については、現時点では未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 26 年 9 月 11 日開示）

(1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	3,600,100 株（上限）	2,102,458,400 円（上限）

(注1) 発行済株式総数 20,582,984 株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 17.49%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間 平成 26 年 9 月 12 日（金曜日）から平成 26 年 11 月 7 日（金曜日）まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成 26 年 9 月 11 日（木曜日）
② 公開買付開始公告日	平成 26 年 9 月 12 日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス（ http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成 26 年 9 月 12 日（金曜日）
④ 買付け等の期間	平成 26 年 9 月 12 日（金曜日）から 平成 26 年 10 月 14 日（火曜日）まで（20 営業日）

- (2) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 584 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

本公開買付価格の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 9 月 10 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の 693 円、同年 9 月 10 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 687 円、同年 9 月 10 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 696 円を参考にいたしました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成 26 年 8 月初旬に、エヌケー商事に対して、当社が本公開買付け実施の意向を有していることを伝え、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した

場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本公開買付価格について検討してまいりました。当社は、平成26年8月下旬に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成26年9月10日）までの過去1ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%から15%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格としてエヌケー商事に提示し、協議いたしました。その結果、エヌケー商事より上記条件にてその保有する株式の全部である3,458,150株（発行済株式総数に対する割合16.80%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年9月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、本公開買付価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成26年9月10日）までの過去1ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値687円に対して15%のディスカウントを行った価格である584円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である584円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成26年9月10日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の693円から15.73%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同年9月10日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値687円から14.99%、同年9月10日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値696円から16.09%、それぞれディスカウントした金額になります。

②算定の経緯

当社は、経営の効率化により収益の向上を図り株主の皆様に対する利益還元を行うことを経営の重要政策の一つと考えており、将来の経営基盤強化のための内部留保の充実を図りつつ業績を勘案し、配当を安定的かつ継続的にを行うことを基本方針としております。

かかる状況の下、平成26年7月下旬、エヌケー商事より、金融機関から借入れた有利子負債圧縮の観点から、その保有する当社普通株式の全部である3,458,150株（発行済株式総数に対する割合16.80%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の当該株式が市場に放出された場合における当社株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当社取引先との関係強化を目的とした第三者による買い受けの可能性や当社が当該株式を自己株式として買い受けることについての検討を開始いたしました。

その結果、エヌケー商事が保有する株式が第三者に譲渡された場合には、状況によっては当社の資本政策や事業戦略の見直しによる既存株主への影響も想定されること、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、かつ株主の皆様に対する利益還元につながると思われること、また、かかる自己株式の取得を行う場合には金融機関からの借入れによって調達する資金（2,300百万円）を充当いたしますが、平成26年8月末現在の当社の連結財務諸表における長期及び短期借入金は12,169百万円であり、かかる借入れを実施した場合の有利子負債は一時的には14,469百万円と増加するものの、当社の経営戦略の基本方針として掲げており

まず「有利子負債の圧縮」の重点施策を引続き推進する観点において、当社の今後の設備投資・研究開発活動による資金の支出に大幅な増加が見込まれないことや今後の事業から生み出される安定的なキャッシュ・フロー（平成 26 年 3 月期の営業活動による連結キャッシュ・フローは 1,284 百万円）に加え、投資有価証券の売却や、棚卸資産の削減策を講じることにより、当社の財務の健全性及び安定性を維持しつつ、今後の配当政策に大きな影響を与えることなく返済を行っていくことが可能と見込まれること等を総合的に勘案した結果、当社が自己株式として買い受けることが適切であると考えました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、本公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本公開買付け価格の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成 26 年 8 月初旬に、エヌケー商事に対して、当社が本公開買付け実施の意向を有していることを伝え、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本公開買付けについて検討してまいりました。当社は、平成 26 年 8 月下旬に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 9 月 10 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10%から 15%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付け価格としてエヌケー商事に提示し、協議いたしました。その結果、エヌケー商事より上記条件にてその保有する株式の全部である 3,458,150 株（発行済株式総数に対する割合 16.80%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 26 年 9 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、本公開買付け価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 9 月 10 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 687 円に対して 15%のディスカウントを行った価格である 584 円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	3,600,000 株	—	3,600,000 株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数（3,600,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。そ

の後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。) 第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に 1 単元(100 株)未滿の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(注2) 単元未滿株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未滿株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 17.49% (小数点以下第三位を四捨五入)

(5) 買付け等に要する資金 2,126,400,000 円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金(2,102,400,000 円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日 平成 26 年 11 月 7 日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※)税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ)個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の 20.315% (所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。): 15.315%、住民税: 5%) に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42% (所得税

及び復興特別所得税のみ) を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%(所得税及び復興特別所得税) を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付け期間の末日までに公開買付け代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付け代理人にご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付け届出書又は関連する買付け書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付け代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社の主要株主であり筆頭株主であるエヌケー商事から、本公開買付けに対して、保有する当社普通株式の全部である 3,458,150 株（発行済株式総数に対する割合 16.80%）を応募する旨の回答を得ております。なお、エヌケー商事は応募する 3,458,150 株のうち、2,960,000 株を株式会社八十二銀行に、498,062 株を株式会社みずほ銀行にそれぞれ担保として提供しておりますが、本日現在、当該担保権の担保権者との間においてそれぞれ担保権を解除するための手続き中であり、それぞれの担保権を平成 26 年 10 月 1 日までに解除のうえ応募するとの報告を受けております。

（ご参考） 平成 26 年 9 月 11 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 20,547,901 株

自己株式数 35,083 株

以 上